

特定非営利活動法人鹿児島県有機農業協会 講習会等実施規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人鹿児島県有機農業協会（以下「本会」という。）が行う生産行程管理者等の講習会等の実施について必要な事項を定める。

(講習会等の種類)

第2条 本会が行う講習会の種類及び内容等は以下のとおりとする。

名称	対象	内容	頻度	時間
有機 JAS 講習会	有機農産物又は有機加工食品の生産行程を管理又は把握又は小分け並びに格付又は格付表示を担当する者で、初めて受講する者	JAS法、有機食品の検査認証制度、指定農林物資、有機農産物又は有機加工食品の日本農林規格、認定の技術的基準、クレーム対応、格付（表示）実務、証票管理ほか	年1回以上	5時間以上
臨時有機 JAS 講習会	有機農産物又は有機加工食品の生産行程を管理又は把握又は小分け並びに格付又は格付表示を担当する者で、初めて受講する者	JAS法、有機食品の検査認証制度、指定農林物資、有機農産物又は有機加工食品の日本農林規格、認定の技術的基準、クレーム対応、格付（表示）実務、証票管理ほか	随時	5時間以上
フォローアップ講習会	本会の開催した有機JAS講習会又は臨時有機JAS講習会の受講経験のある者	認定の技術的基準について、記録の書き方、格付実務・格付表示実務、証票管理、規格基準の改訂ほか	年1回以上	3時間以上
臨時フォローアップ講習会	本会の開催した有機JAS講習会又は臨時有機JAS講習会の受講経験のある者	認定の技術的基準について、記録の書き方、格付実務・格付表示実務、証票管理、規格基準の改訂ほか	随時	3時間以上

(講習会の実施)

第3条 講習会等の日時、場所、参加対象、参加費等の案内は、本会の機関誌、ホームページ等により行う。

- 2 講習会の開催場所は、本会の認定業務区域の中でその都度定める。
- 3 講習会の講師は、本会の検査員、判定員、役職員又は外部の有識者等に依頼する。
- 4 講習会の参加費は、業務規程別表4に定める。その他資料代等については内容に応じて徴収する。

(講習会テキストの作成)

第4条 本会は、前条の講習会の実施に際し必要に応じてテキストを作成する。

(講習会の記録)

第5条 本会は、講習会等の内容、参加者の住所氏名、その他必要な記録を作成し5年間保管する。

(修了証の発行)

第6条 理事長は、本会の講習会の受講者に対して受講修了証を発行する。

(その他)

第7条 その他、講習会等の実施について必要な事項については、別に定める。

附則（平成24年7月3日付け24鹿有協L-1-01）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。